

さいたま市監査委員告示第50号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年4月7日付けさいたま市監査委員告示第12号で公表した財政援助団体等監査（出資団体）の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和7年10月6日

さいたま市監査委員	井 山 剛 之
同	工 藤 道 弘
同	阪 本 克 己
同	金 井 康 博

指摘事項等措置報告書

都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<岩槻都市振興株式会社> 1 岩槻都市振興株式会社 (1) 岩槻都市振興株式会社個人情報保護規程第4条によると、個人情報取扱事務台帳を作成し、閲覧に供するものとするとしている。 しかし、個人情報の取扱いがあるものの、個人情報取扱事務台帳を作成していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。 (2) 岩槻都市振興株式会社会計規程（以下「会計規程」という。）第7条に基づく企業会計原則によると、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対して支払を受けた対価については前受収益として計上し、かかる役務提供契約以外の契約等による前受金とは区別しなければならないとされている。 しかし、家賃収入及び駐輪場収入などの前受収益が、前受金として計上されていたため、適正な事務処理を行うべきである。 (3) 会計規程第7条に基づく企業会計原則によると、一定の契約に従	<岩槻都市振興株式会社> 1 岩槻都市振興株式会社 (1) 岩槻都市振興株式会社に対して、岩槻都市振興株式会社個人情報保護規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。 これを受け、岩槻都市振興株式会社では、個人情報取扱事務台帳を作成し、運用しております。 (2) 岩槻都市振興株式会社に対して、会計規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。 これを受け、岩槻都市振興株式会社では、令和6年度の決算書作成において、家賃収入及び駐輪場収入などを前受収益として計上し、適正な事務処理を行っております。 (3) 岩槻都市振興株式会社に対して、会計規程に基づき、適正な事

い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものについては未収収益として計上し、かかる役務提供契約以外の契約等による未収金とは区別しなければならないとされている。

しかし、家賃収入及び駐車場収入などの未収収益が、未収入金として計上されていたので、適正な事務処理を行うべきである。

- (4) テナントの破産により未回収となった債権（破産更生債権等）について、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に回収されないことが明らかであるにもかかわらず、固定資産たる投資その他の資産ではなく、流動資産に属する資産に区分していたため、会計規程第7条に基づく企業会計原則に従い、適正な事務処理を行うべきである。

- (5) 会計規程第55条によると、経理責任者は、将来の貸倒損失発生に備えて每期相当額の引当を行うとされている。

しかし、テナントの破産により未回収となった債権（破産更生債権等）について、貸倒引当金を計上していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

- (6) 棚卸資産の貸借対照表価額の評

務処理を行うよう指導しました。

これを受け、岩槻都市振興株式会社では、令和6年度の決算書作成において、家賃収入及び駐車場収入などを未収収益として計上し、適正な事務処理を行っております。

- (4) 岩槻都市振興株式会社に対して、会計規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。

これを受け、岩槻都市振興株式会社では、令和6年度の決算書作成において、当該債権を流動資産から固定資産への振替後、貸倒損失として処理をおこなったため、貸借対照表上の計上はなくなりましたが、令和7年度より該当する債権が発生する場合は適正な事務処理を行ってまいります。

- (5) 岩槻都市振興株式会社に対して、会計規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。

これを受け、岩槻都市振興株式会社では、令和6年度の決算書作成において、貸倒引当金を計上し、適正な事務処理を行っております。

- (6) 岩槻都市振興株式会社に対し

価方法について、個別法で算定していたにもかかわらず、個別注記表に、最終仕入原価法によると記載していたので、適正な事務処理を行うべきである。 (7) 賞与引当金の算定において、岩槻都市振興株式会社社員給与規程第16条及び第17条によると、期末手当及び勤勉手当は、基準日以前6か月以内の期間に対して支給するとされているにもかかわらず、基準日を含めずに支給見込額を見積もり、賞与引当金の金額を誤って計上していたので、適正な事務処理を行うべきである。 (8) 取締役会への報告の省略（通知による報告）を行った場合の議事録について、次の事項が記載されていなかったため、会社法施行規則第101条第4項に基づき、適正に記載すべきである。 ・取締役会への報告を要しないものとされた日 ・議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名 (9) 会社法第363条第2項によると、代表取締役は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を取締役会に報告しなければならないとされている。 しかし、取締役会は3か月に1	て、指摘事項に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。 これを受け、岩槻都市振興株式会社では、令和6年度の決算書作成において、個別注記表の修正を行い、適正な事務処理を行っております。 (7) 岩槻都市振興株式会社に対して、岩槻都市振興株式会社社員給与規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。 これを受け、岩槻都市振興株式会社では、令和6年度の決算書作成において、賞与引当金の算定方法の修正を行い、適正な事務処理を行っております。 (8) 岩槻都市振興株式会社に対して、会社法施行規則に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。 これを受け、岩槻都市振興株式会社では、令和7年度より取締役会への報告の省略（通知による報告）を行った場合の議事録について、法令を遵守した適正な議事録の記載に改めました。 (9) 岩槻都市振興株式会社に対して、会社法に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。 これを受け、岩槻都市振興株式会社では、令和7年度より法令を遵守した取締役会の開催方法に
--	--

回以上の頻度で開催されておらず、代表取締役は自己の職務の執行状況を法令に定められた頻度で報告していなかったため、適正報告を行うべきである。

改めました。